

社会福祉法人新見市社会福祉協議会車いす貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新見市社会福祉協議会が行う車いすの貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 車いすの貸与を受けられる者は、新見市で在宅生活を行う者で、次号に該当する者とする。

- (1) 疾病やけが等により一時的に車いすの利用を必要とする者。
- (2) 通院・外出等移動の際に車いすを必要とする者又はその家族。
- (3) その他障害者（児）及び高齢者。ただし、介護保険の福祉用具貸与制度や障害者の補装具の交付又は日常生活用具の給付を受けられる者を除く。

(申請)

第3条 車いすの貸与を受けようとする者は、車いす利用申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、保有台数の範囲において、車いすの貸与を行うものとする。

(利用料)

第5条 車いす貸与の利用料は、無料とする。

(貸与期間)

第6条 車いすの貸与期間は、貸与の承認をした日より6か月以内とする。但し、自立を促すことを目的にさらに貸与が必要と認められる場合には、6か月を限度に期間を延長することができる。

2 前項に定める期間を延長する場合は、再度申請するものとする。

(貸与品の取扱い)

第7条 車いすの貸与を受けた者は、その機器について善良な管理を行うとともに、他目的に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 車いすの全部又は一部を毀損、滅失したときは、ただちに会長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。